

## 令和4年度不動産コンサルティングマスター更新手続きのご案内

今年度満了となる不動産コンサルティングマスターの皆様へ、更新手続きのご案内をお送りいたします。更新を希望される方は、下記の要領にて**令和5年3月31日迄**にお手続きください。

**★上記期限迄にお手続きいただかないと、登録抹消となりますのでご注意ください★**

### 【更新手続きに必要な事】

- 1 マイページより、更新申請をする・・・1～2ページ参照
- 2 更新要件を充足する・・・3ページ参照
- 3 更新手数料を支払う(お手続きの最後にお支払いいただきます)・・・3ページ参照

- 1 マイページ (<https://www.retpc-consul.jp/my/ComnLogin.do>) より、更新申請をする  
パソコンからマイページにログインの上、下記手順にて更新申請を行ってください。  
★事前に認定証にプリントする顔写真データをパソコンのデスクトップに保存しておいてください。  
※誠に申し訳ありませんが、スマートフォンからはお手続きいただくことができません。  
パソコンでのお手続きができない方は、事務手数料3,500円(税込)にて郵送での申請を承ります。  
詳細は4ページをご参照ください。

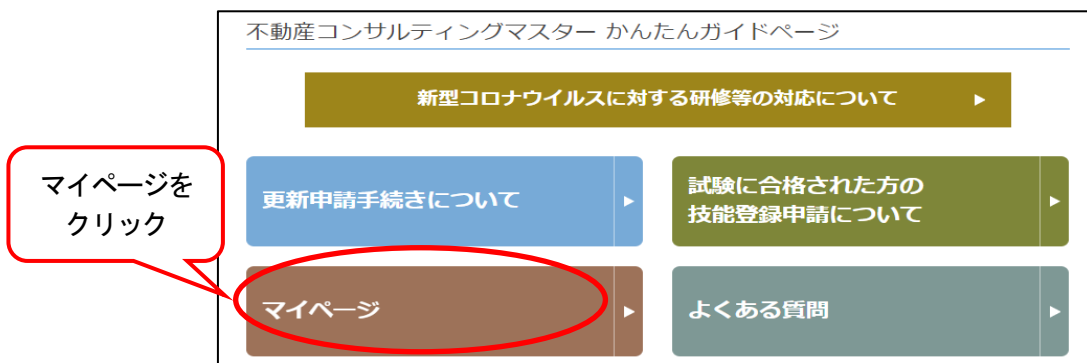
- ①不動産流通推進センターのホームページを開いてください。  
※検索サイト (Yahoo や Google 等) で「推進センター」と入力し、検索すると見つけていただけます。



- ②当センターホームページ画面上部にある「かんたんガイドページ」をクリックしてください。



- ③かんたんガイドページ画面上部にある「マイページ」をクリックしてください

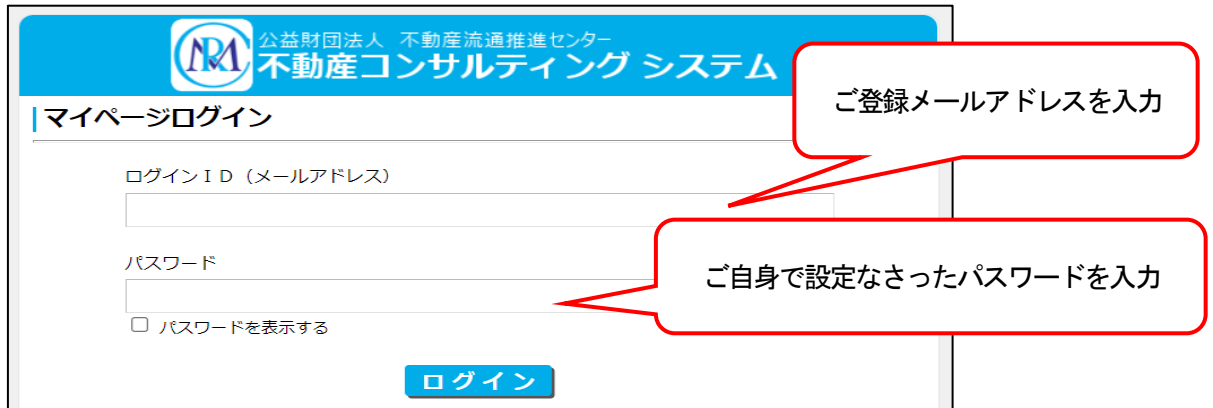


④マイページ画面で、ご登録メールアドレスとご自身で設定なされたパスワードを入力し、ログインしてください。

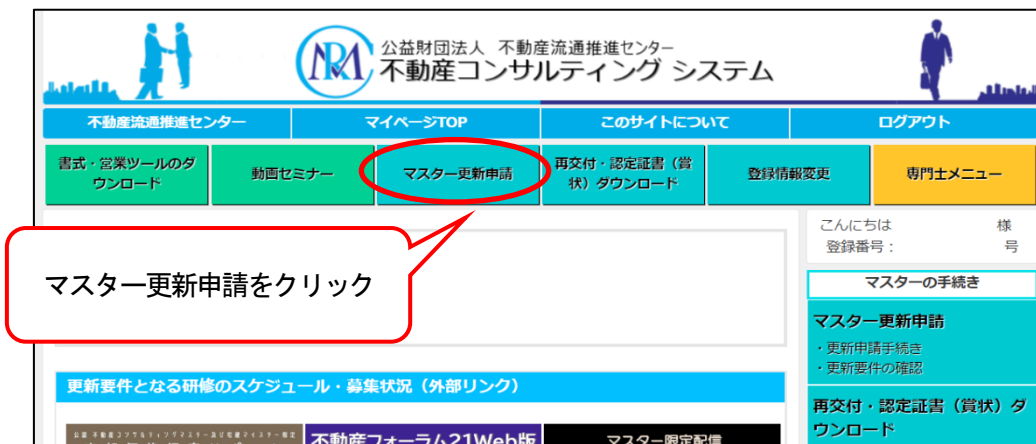
※パスワードをお忘れの場合・・・ログインボタンの下にある「パスワードを忘れた場合はこちら」をクリックして再発行してください

※マイページを作成していない場合・・・ログインボタンの下にある「マイページに初めてログインする方はこちら」をクリックしてお手続きください。

※ログインに関するご不明点等がありましたら、4ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。



⑤マイページにログインしたら、「マスター更新申請」をクリックしてください。



⑥次の画面で、画面を少し下へ動かすと出てくる「更新申請を行う」をクリックしてください。



あとはマイページ画面に表示される案内に従って、下記の手順で申請を行ってください。

STEP1. 登録情報の確認・更新要件の選択

STEP2. 確認事項への回答・倫理規程の確認・更新手続きのご案内の確認

STEP3. 顔写真の提出

## 2 更新要件を充足する

不動産コンサルティングマスターは、不動産コンサルティングに関する一定水準の知識及び技能を有していることを証明する資格ですので、継続的な能力・知識のブラッシュアップが必要です。

有効期限内に、下記の更新要件を1つ以上充足してください。

※更新要件充足状況が不明な方は、マイページよりご確認いただくか、4ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。

- ① 不動産コンサルティングに関する研究報告(2,000字以上)の提出
- ② 不動産コンサルティング地方協議会が実施する「専門教育」もしくは当センターが実施する「特別講座」の受講
- ③ 不動産コンサルティング地方協議会が実施する「自主研修会」(当センターが更新要件として認定したものに限り)もしくは当センターが実施する更新要件1/3または2/3カウントとなる講座(スペシャリティ講座・実務講座等)を合計1カウント以上受講

### ④【有効期間内に「月刊不動産フォーラム21」を1年間以上年間購読された方限定】

※今年度2月中の購読開始まで対象となります。

年間購読お申込み先：大成出版社 TEL：03-3321-4131／年間購読料：12,600円(消費税・送料込)

④-1 購読期間中の掲載記事に関するレポート(800字以上)の提出 もしくは

④-2 マイページから受けることができるフォーラム関連記事テストに合格

★研究報告またはフォーラムレポートは、4ページ記載のお問合せ先までメールまたは郵送で提出してください。

★更新要件となる講座の実施・申込につきましては、地方協議会からは郵送(一部メールの場合あり)、当センターからはメールにてご案内いたします。

★「かんたんガイドページ」(アクセス方法は1ページ参照)からも各更新要件の詳細をご確認いただけます。

不動産コンサルティングマスター かんたんガイドページ

新型コロナウイルスに対する研修等の対応について

更新申請手続きについて

マイページ

試験に合格された方の技能登録申請について

よくある質問

専門教育(更新要件1とカウントされる講習)

自主研修会(更新要件1/3とカウントされる講習)

スペシャリティ講座(更新要件1/3とカウントされる講習)

スペシャリティ講座動画編(更新要件1/3とカウントされる講習)

実務講座(更新要件1/3または2/3とカウントされる講習)

特別講座(更新要件1とカウントされる講習)

## 3 更新手数料10,900円(税込)を支払う

マイページからの更新申請・更新要件の充足が済んだ方から、順次当センターにて審査の上、審査完了メールをお送りいたします。審査完了メールが届きましたら、マイページより更新手数料10,900円(税込)をクレジット決済またはコンビニ決済にてお支払いください。

※銀行振込希望の場合は、4ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。

**【郵送での申請をご希望の場合】**

パソコンでのお手続きができない方は、事務手数料 3,500 円(税込)にて郵送での申請を承ります。

① 下記銀行口座宛てに、3,500 円(税込)をお振込みください。

みずほ銀行 池袋支店 普通 1457394 公益財団法人不動産流通推進センター

**※上記振込口座、金額は郵送での申請事務手数料に関するものです。**

**更新手数料につきましては、別途更新申請書類提出の際、お支払い手続きをお願いいたします。**

② 同封の申請書類郵送申込ハガキに必要事項をご記入の上、令和4年12月15日迄にご郵送ください。

★申込ハガキ受領後、当センターより申請書類を4週間以内に普通郵便にてお送りいたします。

**【更新せずに登録抹消をご希望の場合】**

下記抹消届にご記入の上、下記お問合せ先宛てに郵送・メール・ファックスにてご提出ください。

※切り取らずにこのページのままコピーしてご提出いただいて差支えありません。

※令和5年3月31日迄に更新お手続きなさらなければ登録抹消となります。抹消届を提出なさらず、令和5年3月31日の期限を徒過するかたちでも差支えありません。

**不動産コンサルティング技能登録の抹消届**

令和 年 月 日

公益財団法人 不動産流通推進センター  
理 事 長 殿

私は、不動産コンサルティング技能登録を下記の理由により、抹消して頂きたい届出いたします。

(理由)

住 所

登録者氏名

印

電話番号

( )

登録番号 第

号

**【お問合せ先】**

公益財団法人不動産流通推進センター コンサルティング係

MAIL : consul@retpc.jp FAX : 03-3504-3523

TEL : 03-5843-2079 【電話受付時間】 11:00~15:00※土・日・祝・毎月第1・3・5金曜を除く

住所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町 8階